

第2回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 まちづくり部会 議事録

●開催日時：令和6年8月2日（金） 18時30分～19時45分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	山田新一
副部会長	寺山義民
部会員	鳴海文昭 伊藤雅章 川人文男
庁内検討委員	副部会長：大内拓海 部会員：菅野 淳 打田知之
事務局	企画調整G：近間聡史 服部将大 原田和穂 市民協働G：鳥海秀充 相馬 杏

●欠席者

部会員	佐久間将之 山口賢治
庁内検討委員	部会長：笠井康之

◆議 題：

①第4期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマについて

②第4期基本計画の体系図について

協議テーマ：協働

◆配布資料：（1）第4期基本計画体系図の協議スケジュール及びテーマ

（2）総合計画（基本構想）

（3）第4期基本計画体系図（案）

（4）基本計画体系図【対照表】

（5）第3期基本計画体系図に紐付く事務事業

【まちづくり部会】

議題1 第4期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマについて

（部会長）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題（１）「第４期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマ」についてですが、本日から前回、事務局よりご説明がありましたとおり、第４期基本計画の体系図の素案を基に、節、施策、施策の基本的な方向、主要な施策の設定について協議していくこととなりますが、協議するテーマやそのスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

（事務局_企画調整Ｇ）

「第４期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマについて」説明します。

本日より皆さんにお示しします第４期基本計画の体系図の素案を基に協議を進めていくこととなります。

市民自治推進委員会及び市の庁内検討委員会が各日程で協議するテーマについて資料１「第４期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマ」にまとめています。

本日は、「協働」をテーマに協議していただき、その後は「国内外交流」「移住・定住」「行財政運営」にテーマを分けて進めていき、第６回目の部会に「全体の振り返り」を行う予定です。基本的には、この日程で進めていきますが、議論の進捗状況によって、１回の会議で協議が終わらないことも想定し、１日予備日を設けています。各協議テーマが体系図のどの部分にあたるかにつきましては、資料４「基本計画体系図【対照表】」にお示ししていますので後ほど説明します。

また、各テーマに関連する部署を記載しています。その時々々のテーマに合わせて関連する部署の職員が出席し、委員の皆さんと意見交換させていただきますのでよろしくお願いします。

（部会長）

第４期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマについて、質問等ございますでしょうか。

【質問等なし】

議題２ 第４期基本計画の体系図について

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、先ほど事務局より説明がりましたが、本日は「協働」をテーマに協議していくこととなります。

まず初めに、事務局より第4期基本計画体系図の素案について説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

体系図の素案の説明に入る前に、配布している資料についてご説明します。

総合計画(基本構想)については、平成8年に策定された登別市の50年後を想定してまちのあるべき姿が描かれたものですが、第6章「担いあうまちづくり」につきましては、基本構想を策定し、基本計画を進める中で作られた章となります。

そのため、第6章に対応する50年先の「基本的な姿」や「点描」はありませんが、第6章の役割としましては、各章に対応するテーマやまちづくりの視点を踏まえて定められた「まちづくりの理念」を進めるにあたっての協働のあり方であったり、まちづくり全般の方向性等を定めているものとなります。

お配りしている資料はご説明した内容を簡単にまとめたものとなります。

第4期基本計画体系図(案)については、庁内検討委員会において調整しました体系図の素案をまとめたものです。皆さんに検討していただくのは「政策」「施策」「施策の基本的な方向」「主要な施策」の部分となります。

また、各主要な施策の考え方については参考に記載していますが、第4期基本計画の体系図案に紐付いた第3期基本計画に記載の主要な施策の具体的な取組の内容となります。今後、皆さんとの協議などを踏まえて庁内検討委員会で修正等を行っていくこととなります。

基本計画体系図【対照表】については、第3期基本計画体系図と第4期基本計画体系図の素案を比較している資料であり、どのように変更となったのかを明らかにするものとなります。また、先ほどご説明した各回における協議テーマの議論する箇所についても明らかとしており、本日は第6章－第1節－施策Ⅰ－基本的な方向1及び2、施策Ⅱ－基本的な方向1までの協議となります。

第3期基本計画体系図に紐付く事務事業については、前回の会議に第3期基本計画仮総括の事業総括表をお配りしていますが、その際に配布した資料は節毎に事業を一覧にしたものでしたが、どの主要な施策にて実施した事業が明らかにしてほしいというご意見がありましたので、各主要な施策に事業を紐付けた資料となります。

配布資料の説明は以上となります。

続きまして、体系図について、本日の協議テーマである「協働」に関する部分のご説明をさせていただきます。

第1節「協働のまちづくりの推進」については、第3期基本計画から変更ありません。これを実現させるための施策として、施策Ⅰ「協働の仕組みの醸成」施策Ⅱ「まちづくり活動の推進」がありますが、こちらも第3期基本計画から変更ありません。さらに、これらを実現させるための基本的な方向について、まず、施策Ⅰ「協働の仕組みの醸成」の基本的な方向1「市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進」については、第3期基本計画から変更ありません。

次に、新たに基本的な方向2「情報の公開と広報広聴活動の充実」を追加していますが、こちらについては、第3期基本計画では、協働のまちづくりを進めるために、市民と行政の情報共有を図るという意味合いで、施策Ⅲ「協働のまちづくりを支える啓発の推進」という施策を別個設け、ここに基本的な方向として位置づけていました。対して、第4期基本計画では、情報公開や広報広聴の充実自体が協働の仕組みを醸成するためのものであるという意味合いから、施策Ⅰ「協働の仕組みの醸成」に位置づけることとしています。これに伴い、第3期基本計画における施策Ⅲ「協働のまちづくりを支える啓発の推進」については、施策Ⅰに吸収し、削除しています。

次に、施策Ⅱ「まちづくり活動の推進」の基本的な方向1「多彩なまちづくり活動の支援」については、第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向を進めるための主要な施策についてですが、基本的な方向1「市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進」の主要な施策は、まちづくりの最高規

範である「登別市まちづくり基本条例」の内容を周知・啓発し、その定着に努める「①まちづくりの基本理念の定着」、市民自治推進委員会をはじめとした様々な機会を活用し、市民と行政が担うべき役割分担や協働のあり方について考え、市民参画の促進を図り、協働によるまちづくりの推進に取り組む「②市民参画の仕組みの構築」とともに、第3期基本計画から変更ありません。

次に、主要な施策「①まちづくりの基本理念の定着」の「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、「登別市まちづくり基本条例」の内容を周知・啓発するとともにまちづくりの基本理念の定着に努めるとなっています。

また、主要な施策「②市民参画の仕組みの構築」の「主要な施策の考え方」については、同じく第3期基本計画に即して言う、様々な機会を活用し、市民と行政が担うべき役割分担や協働のあり方について考えるとともに、市民参画の促進を図り、市民と行政によるまちづくりを推進する取り組みを進めるとなっており、具体的な事業につきましては「市民自治推進委員会に関する経費」が位置づけられています。

次に、基本的な方向2「情報の公開と広報広聴活動の充実」の主要な施策についてですが、第3期基本計画では、「①広報広聴活動の推進」、「②意見公募（パブリックコメント）制度の推進」、「③まちづくり活動団体における情報発信と共有」に分かれていましたが、意見公募（パブリックコメント）制度も広聴活動の一手法であることから、第4期基本計画では、主要な施策「①広報広聴活動の推進」に統合しています。

また、「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言う、市長等が各種懇談会や地域のまちづくり会議などへ積極的に参加、直接市民と対話する機会の拡充を図るホームページやメール配信システム、広報紙、報道機関を通じた積極的な情報提供、パブリックコメントの実施による市民意見の反映に努める取り組みを進めるとなっており、具体的な事業につきましては、「広報広聴活動等の経費」「まちづくり意識調査」が位置づけられています。

次に、施策Ⅱ－基本的な方向1－主要な施策「①団体間の連携によるまちづくり活動の活性化」については、第3期基本計画から変更はありませんが、第3期基本計画では、施策Ⅲ「協働のまちづくりを支える啓発の推進」－基本的な方向1「情報の公

開と広報広聴活動の充実」の主要な施策「③まちづくり活動団体における情報発信と共有」に位置づけられていましたが、団体の情報発信と共有もまちづくり活動活性化の一環であることから、主要な施策「①団体間の連携によるまちづくり活動の活性化」に統合しています。

また、「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言うと、まちづくりを担う市民活動団体と行政などにおけるまちづくりの役割分担や責任を明確化し、市民活動センターを核とした市民活動団体間の連携を促進する、市民活動団体や町内会などによるコミュニティ活動の活性化、まちづくり活動団体の情報集約及び情報発信を行い、団体同士の情報共有やさらなる市民参画の推進などに努める取り組みを進めることとなっており、具体的な事業につきましては「登別市名誉市民及び功労表彰・市表彰事業」「市民憲章推進事業」「連合町内会、町内会運営の支援」「のぼりべつクリーン＆フレッシュ事業」「市民活動センター、コミュニティセンターの運営事業」等が位置づけられています。

以上で、「協働」に関する体系図の説明を終わりますが、

皆さんにお示しした体系図案には「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を記載しています。

この考え方が第4期基本計画期間中ではどのようなになっていくのか、加えるべきものがあるのではないか等、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかといった議論をしていただければと思います。

なお、第4期基本計画における「主要な施策の考え方」の文言については、本日以降の市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、庁内検討委員会で検討させていただきます。

（部会長）

第3期基本計画は、平成28年から令和7年までの10年間、第4期基本計画は令和8年から令和17年までの10年間という10年間隔で動いています。

再来年からスタートする第4期基本計画を、第1期から現在進行している第3期基本計画での内容等を踏まえて方向性を協議していくことになります。

テーマ「協働」に係る体系図の「政策（節）」「施策」「施策の基本的な方向」「主要

な施策」の文言について1つずつ協議を進めていくこととなりますが、事務局より説明がありましたとおり体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考に進めたいと思います。

また、本日はそれぞれの施策に関連する部署の職員の方が参加されておりますので、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどをお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第6章―第1節「協働のまちづくりの推進」を達成するための施策Ⅰ「協働の仕組みの醸成」、施策Ⅰを達成するための基本的な方向1「市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①まちづくりの基本理念の定着」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働G)

「①まちづくりの基本理念の定着」についてですが、事務局からの説明にもありましたとおり、本市で制定している「登別市まちづくり基本条例」の基本理念を周知・啓発していくという内容です。

周知・啓発については、本条例の目的を達成するために市民自治推進委員会が設置されているので、この委員会で協議・取組を行い、その内容を市民に周知することで市民の基本理念の定着に繋がると考えています。

協議等の手法については、将来にわたり修正はあると思われますが、基本的な考え方については変わらないと考えていますので、「主要な施策」の文言については、変更しないことと考えています。

(部会長)

今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策の文言については問題ないと思います。

意見となりますが、「主要な施策の考え方」について、「登別市まちづくり基本条例」

市民への説明・周知等をする前に、委員である自分たちが理解するために「登別市まちづくり基本条例」がどこで確認できるか等も含め、勉強会を開催するべきではないかと考えています。

(庁内委員_市民協働G)

市民自治推進委員会の全体会議を開催した際に「登別市まちづくり基本条例」の内容について市から説明させていただいた経緯があります。

委員の皆さんには、条例の内容や説明資料等を情報提供させていただこうかと思えます。

(部会長)

次に、主要な施策「② 市民参画の仕組みの構築」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働G)

先ほど事務局より説明がありましたとおり、市民自治推進委員会に関する経費が位置づけられています。

市民参画の場の1つとして市民自治推進委員会を立ち上げていますが、本委員会以外でも、様々な機会を捉えて、市民が参画できる場所を設けたいと考えており、今後につきましても、様々な場面で市民参画できる場づくりに関する取り組みを実施していきたいと考えています。この考え方が大きく変わることはないため、文言の変更を行わないこととしています。

(部会長)

今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策の文言については問題ないです。

「協働」の意味や「市民と行政との関わり方」について、市民の方にどこまで理解してもらっているのか疑問に思っています。

行政だけでできないことを市民が協力して実施することや市民ができないことを行政の力を借りて実施するといった関わり方が「協働」であると考えており、こういう仕組みを理解してもらいたいです。

そのため、市民の方に協働の意味を根本的にしっかり周知しなければならないと考えています。

(庁内委員_市民協働G)

色々な場面において協働のまちづくりを説明してきており、協働のまちづくりの考え方のもとに市が様々な取組を実施しているということは理解していただいていると思いますが、委員のおっしゃる通り、今後についても市民への周知・啓発は重要であると考えますので、周知の手法など含めて検討していきたいと思います。

(委員)

市民への周知を徹底することは難しいため、市民自治推進委員会の委員も理解したうえで、関係団体や市民に分かりやすい説明が必要であると考えます。

(事務局_企画調整G)

委員のみなさんの意見をまとめますと「まちづくりの基本理念の定着」という文言については問題ないということでした。

基本理念の定着にあたってはどのように取り組みを進めるのかという内容は「主要な施策の考え方」に記載していくものと考えます。「協働」という意味を市民によりわかりやすい方法で周知徹底することが重要というご意見でしたので、第4期基本計画では「主要な施策の考え方」に委員の皆さんのご意見の趣旨を落とし込んでいくことになるのかと考えます。

(部会長)

協働には、互いに協力するといった意味合いもあると思いますので、こういった内容についても盛り込んでもらいたいと思います。

次に、施策Ⅰを達成するための基本的な方向2「情報の公開と広報広聴活動の充実」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①広報広聴活動の推進」について、第3期

基本計画では施策Ⅲ「協働のまちづくりを支える啓発の推進」基本的な方向1「情報の公開と広報広聴活動の充実」に主要な施策「①広報広聴活動の推進」「②意見公募（パブリックコメント）制度の推進」としていたところを1つに統合し、施策Ⅰに移動しています。こちらについて、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

（庁内委員_秘書広報 G）

パブリックコメントの制度については、平成22年3月に条例制定されました。

本庁舎の整備方針や消防体制の強化の考え方、条例改正、市が決定する重要な政策等の重要事案について、市民の皆さんからの意見をいただく方法・手段として使用してきました。

パブリックコメントの制度の条例制定から数年が経過し、市民の皆さんに一定程度本制度が浸透したものと考えています。

このことから、市民の皆様の意見を伺う機会として、市の幹部職員が出向いて直接市民の声を聞く機会や電子メール・SNS等、様々な手法がある中の1つの手法としてパブリックコメントの制度を位置づけていいものと捉え、広報広聴活動の推進において取り組みを進めていきたいと考えています。

また、施策Ⅰの基本的な方向に「2 情報の公開と広報広聴活動の充実」を位置づけた理由としては、第3期基本計画では協働のまちづくりの下支えとしていた情報公開の方法は、今後、協働の仕組みを醸成する中の1つの手段としてしっかりと取り組まなければならないと考え、施策Ⅰに統合することとしています。

（部会長）

パブリックコメントについては年に何回程度実施しているのでしょうか。

また、それらに対する市民からの意見等について教えてください。

（庁内委員_秘書広報 G）

定期的なものについては年4回で行っていますが、緊急を要する施策で市民の皆さんのご意見を収集する必要がある場合には、臨時的に実施しています。

主には、基本的な条例改正に関する意見等を収集することがあります。

意見の提出方法については、意見箱に紙媒体で提出する方法のほか、FAX、電子

メール等による意見の提出も可能としています。

いただいた意見につきましては、市の考え方等を整理した上で市公式ウェブサイトや公共施設等の閲覧場所に設置し、情報提供しています。

また、いただいた意見等を踏まえ、議会の議決を要するものなどについては、その後の定例会において議案として提出させていただいています。

(委員)

パブリックコメントの制度については、市民に定着してきていると思います。

また、市民の声を市政に反映するということで、市民と対話する機会がこれまでも作ってもらえているので、主要な施策の文言については、提案のとおりで良いと思います。

(委員)

パブリックコメントの実施については年4回ということでしたが、回数を増やしてもいいのではないかと思いますでしょうか。

(庁内委員_秘書広報G)

年4回の基本的な考え方についてですが、条例改正の機会が定例会の開催に合わせていることから、定例的なスケジュールとして年4回とお示ししています。

ただ、緊急的に意見公募が必要なものは、定例的なスケジュールとは別に臨時的に実施しています。

(委員)

市民の皆さんに議会の傍聴や議会だよりを読むことを進めたいと考えています。

また、今の広報紙は読みやすく、分かりやすい内容となっているため良いと思います。

(委員)

市民の方は自分に興味のある記事については見るだろうと思いますので良いと思います。

ただ、内容を読まれるような手段として、例えば、チラシ1枚にまとめて情報を出

す等がいいのではないかと思います。

(部会長)

これまでの意見等を踏まえて、施策の基本的な方向1「市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進」基本的な方向2「情報の公開と公報広聴活動の充実」の文言等について、ご意見等ありますでしょうか。

【異議なし】

(部会長)

これまでの意見等を踏まえて、施策Ⅰ「協働の仕組みの醸成」の文言等について、ご意見等ありますでしょうか。

【異議なし】

(部会長)

次に、第1節「協働のまちづくりの推進」を達成するための施策Ⅱ「まちづくり活動の推進」、施策Ⅱを達成するための基本的な方向1「多彩なまちづくり活動の支援」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①団体間の連携によるまちづくり活動の活性化」について、第3期基本計画から文言等の変更はありませんが、第3期基本計画の施策Ⅲ「協働のまちづくりを支える啓発の推進」基本的な方向1「情報の公開と公報広聴活動の充実」の主要な施策「③まちづくり活動団体における情報発信と共有」を統合しています。こちらについて、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働G)

団体間の連携によるまちづくり活動の活性化について、市民活動センター等で様々な活動ができるように施設の運営等の事業に関する取り組みを進めています。

また、各種団体の取組を市民の方に紹介する等、新たな市民活動人材の育成について、市民活動センターの指定管理者等と連携し取り組みを進めているほか、町内会や各種団体の活動を支援しており、今後についても考え方に大きな変更がないことから主要な施策の文言については変更していません。

(部会長)

今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

第3期基本計画における主要な施策の考え方に記載されている「国内外の優れた理念を活用した人材育成等に努めます。」について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

まちづくり団体の人材育成の部分について、国外の先進事例を基に取り組んでいくといった意味合いかと思われます。

第4期基本計画の主要な施策の考え方に記載すべきか検討する必要があると思いますし、併せて、市民活動団体の人材育成への支援の記載についても検討したいと思います。

(委員)

第3期基本計画の策定時より大きく変わった点として、新消防庁舎建設や新庁舎の建設があり、環境が大きく変化している状況を踏まえ、第4期基本計画ではそのような変化について落とし込むべきと考えます。

具体的にどこまで落とし込むのか難しいかと思いますが、例えば、市役所機能が集約した後の空きスペースに各活動団体が入り込むなどが考えられると思いますので、これらのことを踏まえて文言を入れた方がいいと考えます。

(事務局_企画調整G)

新庁舎の建設に合わせてできた空きスペースに各活動団体が入り活動することで市民活動団体の活性化に繋げるといった意味合いでその考え方を第4期基本計画に落とし込んでどうかといったご意見かと思いますが、次回の部会に向けて庁内で検討したいと思います。

(部会長)

市内中学校の部活動の地域移行を進めていますが、指導者として町内会等の人が入り込む動きもあるかと認識しており「多彩なまちづくり活動の支援」の一部ではないかと捉え、主要な施策の考え方に盛り込んでほしいと思います。

(委員)

市民活動団体等が自分たちの活動をしながらも地域に一步踏み出した活動を展開してほしいということかと思います。このような考え方を主要な施策の考え方に盛り込むことは必要なことであると思います。

地域クラブ活動は学校の先生にとって負担になる部分があるかと思うため、各種活動団体が社会貢献という意味でも入り込む必要があると思います。

(事務局_企画調整G)

部活動に関しましては一般財団法人登別文化・スポーツ振興財団が種目毎に地域クラブを立ち上げています。このクラブに子どもたちが所属し、先生や地域の方がボランティアで指導者として入り、持続可能な地域クラブの仕組みを構築しているところです。

そのため、直接的に部活動をどうするというにはなりませんが、市民活動団体の地域貢献の活動を支援するといった文言等で主要な施策の考え方に盛り込めるか、庁内で検討したいと思います。

(部会長)

これまでの意見等を踏まえて、施策の基本的な方向1「多彩なまちづくり活動の支援」の文言等について、ご意見等ありますでしょうか。

【異議なし】

(部会長)

これまでの意見等を踏まえて、施策Ⅱ「まちづくり活動の推進」の文言等について、ご意見等ありますでしょうか。

【異議なし】

(部会長)

これまでの意見等を踏まえて、第1節「協働のまちづくりの推進」の文言等について、ご意見等ありますでしょうか。

【異議なし】

(委員)

施策Ⅱから改めて見ていったときに、主要な施策「①団体間の連携によるまちづくり活動の活性化」の主要な施策の考え方には「団体間の連携」について具体的なものがあまり触れられていないように見えるのですがどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

第3期基本計画の主要な施策の考え方の記載でいうと、「市民活動の支援拠点である「登別市市民活動センター」を核とした市民活動団体間の連携を促進する」といった部分や「まちづくり活動団体同士の情報共有やさらなる市民参画の推進等に努める」といった部分に含まれていると考えます。

(庁内委員_市民協働G)

事務局から説明があった部分に触れていますが、具体的な内容が記載されていないため、第4期基本計画では文言等を検討したいと思います。

(委員)

基本的な方向に「多彩なまちづくり活動」とあり、主要な施策では「団体間の連携」とありますが、団体だけでなく、多くの市民の方々がまちづくりを活性化しており、個々の活動についても触れるべきではないかと思います。

(事務局_企画調整G)

まちづくり活動は団体だけでなく個々の活動もまちづくりに繋がっているという趣旨かと思います。主要な施策では団体間に限定しているように捉えられてしまうこ

とから、主要な施策の文言等について次回の部会までに庁内で検討したいと思います。

(部会長)

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

これで市民自治推進委員会まちづくり部会を終了いたします。